

自衛隊

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

自衛隊(じえいたい)は、日本における防衛組織である。陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊からなり、自衛隊法第3条第1項により「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たる」とされ、人命救助などの災害派遣や国連 PKO への派遣などの国際平和協力活動を副次的任務とする。防衛省の管轄下に置かれる。

1954年(昭和29年)7月1日設立。英称は「Japan Self-Defense Forces」、略称「JSDF」。

概要 (長い文章から概要のみ)

防衛省庁舎 (東京都新宿区)

日本国憲法第9条の下、専守防衛に基づき、国防の基本方針および防衛計画の大綱の定めるところにより、“国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛すること”を基本理念とする(自衛隊法第3条第1項)^[注釈 1]。内閣総理大臣が内閣を代表して最高指揮監督権を有し、防衛大臣が隊務を統括する。陸、海、空の三自衛隊を一体的に運用するための統括組織として統合幕僚監部が置かれ、防衛大臣は統合幕僚長を通じて、陸海空自衛隊に命令を発する。



自衛隊法上の「自衛隊」とは、自衛隊員^[注釈 2]として含まれない「防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、及び防衛大臣秘書官」なども含めた防衛省の「事務次官並びに防衛省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛会議、統合幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局、防衛装備庁、その他の機関並びに陸

上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を含むもの」(自衛隊法第2条第1項)とされ、これは「防衛省」とほぼ同一の組織に相当する^[注釈 3]。一般的には国の行政機関という面から見た場合は「防衛省」、部隊行動を行う実力組織としての面から見た場合は「自衛隊」として区別されて用いられることが多い。

日本国憲法第9条は国際紛争を解決する手段としての「戦争の放棄」と「戦力不保持」、ならびに「交戦権の否認」を定めているが、政府見解によれば憲法は自衛権の放棄を定めたものではなく、その自衛権の裏付けとなる自衛のための必要最小限度の実力は憲法第9条第2項にいう「戦力」には該当しない。よって、日本を防衛するため必要最小限度の実力を行使することは当然に認められており、これは交戦権の行使とは別の観念であるという立場に立っている。こういった憲法上の制約を課せられている自衛隊は、通常の観念で考えられる軍隊とは異なるものであるが、他方、自衛隊は国際法上は軍隊として取り扱われており、自衛官は軍隊の構成員に該当するものとされている。

国防の目的は、ちよくせつ及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とする我が国の独立と平和を守ることにある。この目的を達成するための基本方針を次のとおり定める。

1. 国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。
2. 民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。
3. 国力国情に応じ自衛のため必要な限度において 効率的な防衛力を漸進的に整備する。

4. 外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果たし得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

—国防の基本方針 - 1957年(昭和32年)5月20日閣議決定

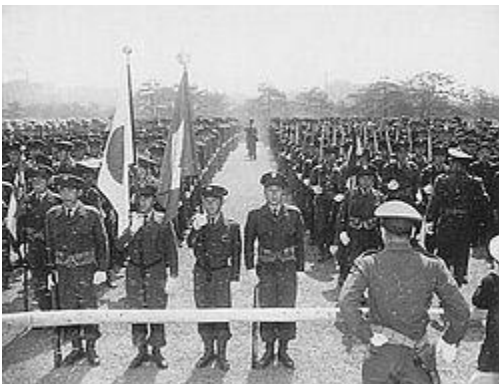
2013年12月17日、「国防の基本方針」に代わるものとして「**国家安全保障戦略**」^[1]が策定された。

自衛隊の公式な英称は Japan Self-Defense Forces であるが、日本国外において陸海空の各自衛隊は日本の実質的な国軍 (Japanese military force あるいは Japanese armed force) として認知されており、陸上自衛隊は Japanese Army (日本陸軍の意)、海上自衛隊は Japanese Navy (日本海軍の意)、航空自衛隊は Japanese Air Force (日本空軍の意) に相当する語で表現されることがある。なお、英語で "right of self-defense" の語は国際法上「自衛権」を意味し、"Self-Defense Forces" は「自衛権を行使するための軍隊」と解釈できる。(国際連合憲章第 51 条の英文も参照されたい。)

歴史[編集]

1952年(昭和27年)5月3日

警察予備隊



陸上自衛隊は 1950 年(昭和 25 年)の朝鮮戦争勃発時、GHQ の指令に基づくポツダム政令により警察予備隊が総理府の機関として組織されたのが始まりである。同時期、旧海軍の残存部隊は海上保安庁を経て海上警備隊となり、その後警備隊として再編。1952 年(昭和 27 年)8 月 1 日にはその 2 つの機関を管理運営のための総理府外局として保安庁が設置された。同年 10 月 15 日、警察予備隊は保安隊に改組。そして 1954 年(昭和 29 年)7 月 1 日「自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定める」(自衛隊法第 1 条)自衛隊

法(昭和 29 年 6 月 9 日法律第 165 号)が施行され、警備隊は海上自衛隊に、新たに領空警備を行う航空自衛隊も新設。陸海空の各自衛隊が成立した。また同日付で防衛庁設置法も施行されている。

冷戦期は専守防衛の枠内で日米安全保障条約に従って在日米軍の日本防衛機能を補完する役割を担った。ポスト冷戦期の 1990 年代からは国連平和維持活動(PKO)などのため、海外派遣が行われている。